

明治維新と佐伯藩

竹中 進

(会員 別府市石垣)

一、幕末動乱期の政局

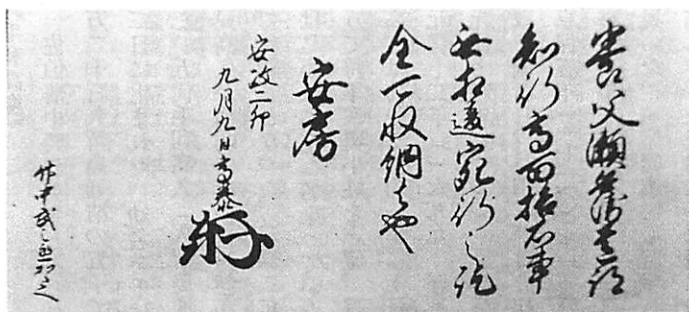
嘉永六年(一八五三)六月、黒船四隻を率いたペリー艦隊が浦賀沖に現れ、開国を幕府に要求し回答を明年と約した。翌安政元年(一八五四)に再び横浜沖に現れたペリー提督に対し、幕府は三月三日日米和親条約を締結した。その後、英国、ロシアなどとも同様な条約を締結調印した。幕府はいよいよ鎖国政策を保つことが困難な状態となり、諸藩の中でも勤王派と佐幕派、開国論者と攘夷論者等と鋭く対立し紛糾するようになった。

佐伯藩では、文久三年(一八六三)十一代毛利高泰が病気で隠居し、十二代高謙が後を継いだ。高泰公の隠居の為、天祐館(現歴史資料館付近)が建設された。

この資料は、佐伯藩物頭格竹中家に残されている資料

の一つで安政二年(一八五五)に戴いた知行状である。

【資料一】安政二年知行状



養父瀬兵衛遺領
知行高百拾石事
無相違宛行之証
全可收納者也

安房

安政二卯

九月九日高泰 花押

竹中武之丞殿

《読み下し》

養父、瀬兵衛の遺領

知行高 百五十石、

相違無く宛行の証全て

收納べき者也

安房 安政二卯年

九月九日 高泰

これは十一代藩主、毛利高泰公からの知行状（折紙）である。養父竹中瀬兵衛の遺領、百五十石を今後も引き続き宛行するというものであり、遺領百五十石の全てを収納するようにとの達しである。

文久三年（一八六三）には薩英戦争が始まると、佐伯藩は幕命により江戸佃島の警備を仰せつかる。

元治元年（一八六四）、藩主高謙は開国の幕府と勤王の朝廷の間で対応に苦慮するも孝明天皇に拝謁した。

慶應二年（一八六六）、朝廷に半紙二千枚を献上するかと思えば、將軍の東照宮参拝に従って参拝するというような優柔不断な態度を取っている。

豊前豊後諸藩も、勤王、佐幕いずれにつくか迷い藩論が統一出来ずにいた。

二、大政奉還

雄藩の台頭と幕藩体制の崩壊が浮彫になり、將軍継嗣問題、幕閣内部抗争、安政の大獄が行われ、ついで桜田門外の変、長州征伐の失敗等が起こり、官廷内佐幕勢力の中心であった孝明天皇の逝去（一八六六年）などもあって、

十五代將軍慶喜は慶應三年十月十日（一八六七）大政奉還の上表を朝廷に呈出した。

三、王政復古

慶應三年（一八六七）十二月九日、親王・公家・諸藩・重臣が参集し朝議を開き王政復古を行う。摂政・関白・幕府の廃止が宣布された。

慶應四年（一八六八）佐伯藩江戸屋敷（愛宕下大名小路入る佐久間小路幸福橋御門の側）現在のJ.R新橋駅近く）を引き払い、毛利高謙は兵六十人を率いて京都の護衛に進発する。

明治元年（一八六八）八月二十七日、明治天皇即位の大礼で一世一元の制を定め、九月八日、慶應四年を明治元年と改む。江戸を東京と改称し、明治元年から二年にかけて実質的に東京遷都を完了する。

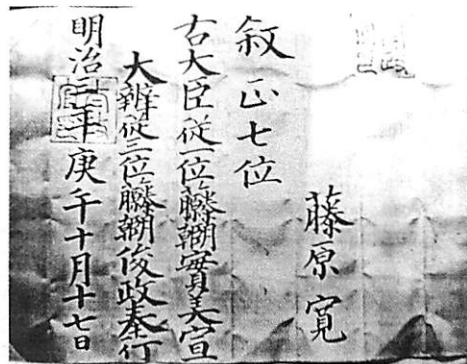
明治元年十月、各藩に執政・参政を置き、各藩より公儀人一員を選び中央政府機関である貢士対策所の議事に列せしめた。明治維新は王政復古を標榜していたので、官制改革により、明治二年官吏の表記には官位・官職・氏・姓・実名を求めた。明治三年になると源・平・藤・橘など

の姓を調べて重要書類に署名した。なんら家柄もない下級武士が古代の權威により自ら粉飾しながら、官僚貴族の身分に上昇したことを示し、公卿・諸侯に対抗しうる地盤を築いた。

明治三年の表記の例をあげると、中山忠光・白川資訓はもともと公家であるから、疑う点はないが以下の下級武士、大久保利通（鹿児島）・従三位守藤原朝臣利通、木戸孝允（山口）・正三位守藤原朝臣孝允、副島種臣（佐賀）・正四位菅原朝臣種臣などの記名で、誰のことか見当がつかない。末尾に小書きしているのが、ようやく判別ができた。これは時代錯誤である上、ただ箔をつけたと言わざるを得ない。

明治四年十月十二日には、苗字・実名のみでの署名式に改正している。これにより雑多な作業が省かれた。

この事例は、我が家に残る官位・氏名を現すものであるが、旧時代の「公卿補任」のような書き様で、誰のことか見当がつかない。また文字までもこのような書き方があったのかと驚いている。



藤原寛

(竹中寛)

叙正七位

右大臣従一位

藤原朝臣實美宣

(三條実美右大臣)

大辨従三位

藤原朝臣俊政奉行

(坊城俊政)

事典典札弁事)

明治三年庚午

十月十七日

四、版籍奉還

明治二年（一八六九）六月十七日、版籍奉還により諸藩主に版籍の奉還を許可し藩主をそのまま藩知事に任じた。新たに大参事・小参事を選び、華族・士族・卒族・平民にわたった。士族の俸禄は大削減され特権的地位を脅かされることになり、諸藩の士族の不満が強まった。

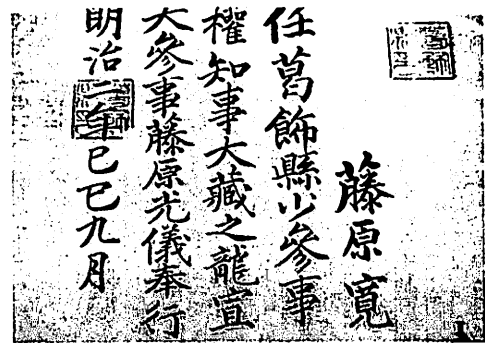
佐伯藩は旧藩主毛利高謙が藩知事（知藩事）となり、佐

久間盛承が大参事、戸倉重正が軍事総裁、古賀成美が明治三年三月三日大参事兼衆議院議員に任ぜられた。

明治元年、佐伯藩物頭水筑小相（之龍・秋月橋門）はめされて元年七月二日参河県知事に任じられたが、未だ任地に赴かず、鎮守府に属し弁事に参じ、元年十二月十八日に下総知事となり、明治二年一月十三日葛飾県知事に転じた。

明治元年、矢野光儀（程藏・矢野文雄の父）側役・小納戸・浦奉行・郡代兼奉行）は葛飾県大参事に任ぜられた。同年、竹中寛（武之丞・物頭格）は、新政府より公儀人へ選ばれ、明治二年正月十二日、水筑小相配下の葛飾県権判事に、九月には葛飾県少参事に任ぜられた。奇しくも葛飾県初代兼三役は佐伯藩出身者で占められ、同藩の強い絆が伺えた。明治三年正月十二日、矢野光儀同県権知事に任ぜられ、同年正月十九日竹中寛、同県大参事に任ぜられた。

※参河県⇨駿河・遠江・参河の旧幕府領を支配する参河裁判所を置く。元年参河県に改め、後、伊那県となる。



藤原 寛

任葛飾縣少参事

權知事大藏之龍宣

大参事藤原光儀

奉行

明治二年己巳九月

（明治二年九月

任命辞令書）

※葛飾縣初代縣三役

權知事 水筑之龍

大参事 矢野光儀

少参事 竹中 寛

※葛飾県

明治元年、下総・武藏の郡を管し、知県事を置き県名なし。十二月十八日下総知県事水筑龍とす。二年一月十三日、葛飾（下総）、小菅（武藏）、二県を置き、水筑龍をもって葛飾縣知事とする。

明治三年（一八七〇）十一月、佐伯藩では禁錮騒動が起こる。藩政改革反対の藩士九人を捕らえて投獄した。下級武士のすべてがその主体となったのではない。官僚群の中の小禄の士族も没落したりして、政府・藩政策の不満、士族の特権が奪われた事への憤慨から騒ぎを起こした。

五、廃藩置県

版籍奉還の際に公儀尊重の形式がとられたが、絶対主義下級武士が力をつけ、政府の指導者達が天皇の権威と軍事力により事を断行しようとした。これらは官僚貴族として転身していく。廃藩置県発令の時、三條実美、岩倉具視以外の公卿諸侯は政府外におかれ、薩・長・土・肥四藩の出身の官僚が中心となって政治が展開された。

明治三年（一八七〇）七月十四日、在京五十八藩の知事を宮中に召して、廃藩置県の詔書を下した。その結果、藩が廃せられ三府三百二県が生まれ、各藩知事は皆免職し、東京府移住を命じられ、新たに人材を選び府知事・県令を任命した。諸藩の常備兵は一小隊を残し解体した。

全城郭および武器を兵部省の管轄に移し、藩兵を解散する布告を出し、全国の兵権を政府に集めた。

地方においては区長・戸長が置かれ中央政府の支配下に配属させた。佐伯藩は七月に佐伯県を置き天祐館を庁舎とした。十一月には、これを廃し豊後七県（杵築・日出・府内・臼杵・佐伯・岡・森）を併せて大分県に属した。佐伯は明治五年（一八七二）に大分県支庁となる。

明治四年（一八七二）十一月十四日、大分県の初代知事は森下景端（岡山県出身）が参事として任命され、明治六年（一八七三）一月二十二日権令、明治七年（一八七四）九月三日県令となる。

明治五年（一八七二）太陰暦を太陽暦に十二月二日で打ち切り、十二月三日を以て明治六年（一八七三）一月一日とした。

明治七年（一八七四）には、学校改革により、各地学校を廃し小学校を置いた。同年佐賀の乱。

明治八年（一八七五）、佐伯城下を第四区二十六小区佐伯村と称した。

明治九年（一八七六）毛利高謙没し高範後を継ぐ。神風連の乱、秋月の乱、萩の乱と各地で乱がおこる。同年四月十八日、小倉県が廃止され、八月二十一日下毛、宇佐各郡が大分県に編入され、現在の大分県域が確定する。

六、明治維新の完成

政府部内の派閥の対立により、ついに明治十年（一八七七）西南の役が始まった。薩軍総兵力は大分・熊本・宮崎の士族も多数加わり三万人にも達し、九州各地で激戦となり大混乱となった。

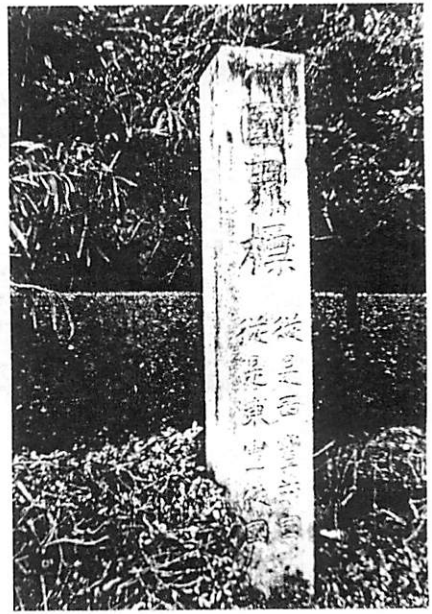
薩軍三百余名が佐伯城下に侵入、佐伯士族四十名が薩軍に従軍する（十一名戦死）。政府はこれに大軍を動かし平定した。政府は強大な常備軍と警察力を天下に示し、自らの権威を高め、明治維新の歴史的使命もここに終結した。戦後、西南の役戦死者を岡の谷招魂社に祀った。

明治十一年（一八七八）海部郡を南北両郡に分割し、南海部郡役所を開設した。

明治十三年（一八八〇）、秋月橋門（七十三歳）、矢野光儀（五十八歳）、竹中寛（四十二歳）相次いで死去。

同年、佐伯第百九国立銀行が開業した。

明治十四年（一八八一）政変による伊藤博文と大隈重信の対立で大隈参議が罷免される。



この標柱は、豊前國と豊後國の國境標である。国道十号線丁R西屋敷駅（杵築市）近くに現在も立つ。高さ、二、三メートル、幅三十六センチメートル角の石碑である。

七、経済改革

【地租改正】

明治六年（一八七三）、地租は国家収入の中に占める重要な税の一つとされ原則として物納を止め、土地所有者を以て納税義務者として金納とした。地租は地価の百分の三としたのは、地租収入額を減せずに維持することを

目安とした。小作人は納税義務はないにもかかわらず、収穫の五割内外を小作料として取り上げられ、以前よりの物納を原則に引き続き搾取されていた。

土地に束縛せられ、身分の改善の機会にも恵まれなかった。明治十八年（一八八五）、土地台帳制度の確立とともに廃止となった。

この写真は、明治七年十月に発行された「地券之證」である。文面には

地券之證

豊前国宇佐郡東荒木村

第四百一拾六番字屋敷 同村持主西徳藏

但六尺竿

一 藪 拾八歩

代価 金 三拾錢

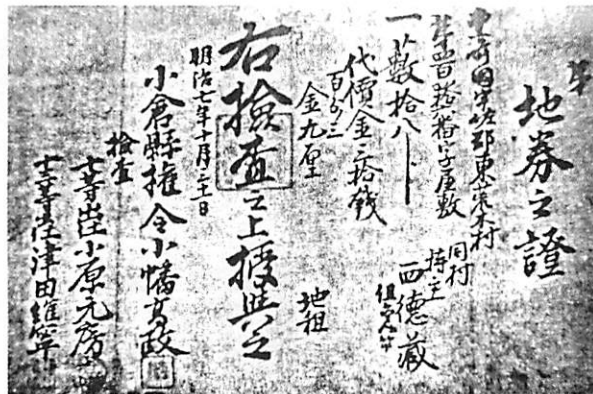
百分の三 金九厘 地租

右 検査之上 授與之

明治七年十月三十一日

小倉縣権令 小幡 高政

検査



十等出仕 小原 元房
十三等出仕 津田 惟寧 とある。

〔語注〕

六尺竿

土地の広さを六尺の竿で測ったの意味

権令 縣令

明治二年以降に各県に置かれた役職

現在の県知事

地租

土地の広さに対してかけられる税金

【製糸業・紡績業】

明治五年（一八七二）官營の富岡製糸場が操業を開始した。又、藩営などの洋式製糸工業が起こり、紡績会社などの大工場が各地に発展した。

明治十二年（一八七九）、中津では土族授産の目的で末広会社製糸工場が設立され、大分県の紡績業の幕開けとなる。明治十三年には旧中津藩士の女性二十五人を富岡製糸場に送り、伝習工女として技術を磨かせた。

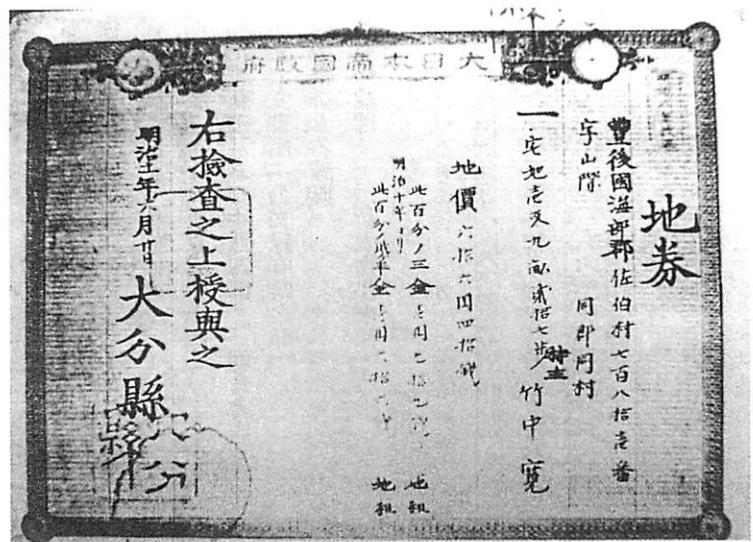
西南の役で中津隊の隊長を務め自決した増田宗太郎（福沢諭吉と従兄）の妻、鹿が引率者で、貴族の婦女数人も加わった。これにより中津に競って紡績工場が出来、創業をはじめ中津を商工業都市として発展させた。

平成二十六年六月、「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界文化遺産登録が決定した。

【製紙業】

明治七年（一八七四）から王子製紙、蓬萊社などが起こり、洋紙に対する大なる需要を期待したが、まだ増加せず、西南の役が始まった後、新聞・雑誌・書籍出版が盛んになり、包装紙などの洋紙の需要が増大し、製紙業の将来が

開けた。木質パルプが着目され政府の地券証や詔書などが和紙から洋紙に任用されるようになった。



明治七年（一八七五）以降、新政府が発行する証書、地券などの重要書類が和紙から洋紙印刷物に変わってきている。

行政区画は、明治十一年（一八七八）に従来の豊後国海部郡から北海部郡、南海部郡の二つに分かれた。

明治二十二年（一八八八）には、佐伯村が佐伯町に変わった。初代町長は古賀直衛（なほ）であった。

八、終わりに

幕末から明治初期の激動改革の時代を懸命に駆け抜け四十二歳の若さで世を去った祖父の足跡を探り思いを馳せる時、その時代背景の複雑さが改めて見えてくる。

我が家に残る知行状、辞令証、地券等の書類を元に、近代化に進む道程を探りながら書き記した。

〈参考文献〉

- ・佐伯藩郷土史 後編 増田隆也著
- ・佐伯史談 第二一一号
- ・佐伯史談会図説 新佐伯志
- ・明治史要 東京大学出版
- ・明治維新 小西四郎 朝倉書店
- ・国立公文書館「公文録府県之部」
- ・明治維新人名辞典
- ・江戸切絵図 新人物往来社